

令和3年度

脱着装置付コンテナ専用車艙装委託

仕様書

佐野市

目次

第1章 総則	1
1 この仕様書の目的	1
2 概要	1
3 法的な適合及び条件	1
4 規格	1
5 艤装車両概要	1
6 契約	2
7 承認図書	2
8 完成図書	2
第2章 車体の艤装について	3
1 車体の艤装に関する基本的な事項	3
2 通信設備等について	4
第3章 検査	5
1 中間検査	5
2 完成検査	5
第4章 引渡しについて	5
1 引渡期限	5
2 引渡場所	5
第5章 補則	6

第1章 総則

1 この仕様書の目的

この仕様書は、令和3年度に佐野市（以下「当市」という。）が委託する脱着装置付コンテナ専用車（以下「本車両」という。）の艤装について必要な事項を定める。

2 概要

本車両に、赤色警光灯、消防救急無線装置等を艤装して、安全確実な消防活動を行うことができる車両とし、緊急自動車として登録を行うものとする。

3 法的な適合及び条件

本車両は、この仕様書に定めるもののほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び関係法令等に適合し、緊急自動車としての承認を得られるものであるとともに、消防車両の安全基準（平成19年5月14日消防消第80号）等の規格に適合するものであることとし、走行安定性を保持し、運転操作、点検整備が容易であること。

4 規格

本車両の艤装に使用する物品は、すべて新規製品であり、十分な強度及び安定性を有し、耐久性及び耐食性に優れたものであるとともに、関係機関が行う認定、検定並びに検査を必要とするものについては、それに合格したものであること。

5 艤装車両概要

車体登録番号	とちぎ 100 せ 2932
メーカー	いすゞ
初年度登録	平成 31 年 3 月
自動車の種別	普通
用途	貨物（特種へ変更すること。）
車体の形状	脱着装置付きコンテナ専用車
車体番号	FRR90-7122624
型式	3 RG-FRR90S2
長さ/幅/高さ	597 c m / 220 c m / 247 c m
車両重量/車両総重量	4050 k g / 7965 k g

6 契約

- (1) 契約にあたっては、本仕様書の不明な点を事前に当市へ質疑し、内容を十分熟知のうえ了承して締結するものとし、契約以後の質疑等については、当市の解釈又は判断に従うものとする。
- (2) 当市と受注者が協議した後、艤装の詳細図等（以下「承認図書」という。）を作成し、当市の承認を受けた後に着工すること。
また、やむを得ない事由の発生により、本仕様書又は承認図書の内容を変更する必要があるとき、又は不明な点が生じた際には、必ず事前に当市へ連絡し、必要な指示を受けるとともに、その内容について双方が確認書等を取り交わし、誤りがないよう万全を期すること。
- (3) 設計及び製作にあたっては、特許その他の利権上の事項に十分注意し、支障が生じたときには、受注者においてその責任を負うこと。

7 承認図書

受注者は、本車両の製作に先立ち、当市と十分な打ち合わせを行い、艤装設計の承認のため、次に掲げる承認図書を A4 版ファイルに綴り 2 部提出すること。

- (1) 製作工程表
- (2) 艤装外観 3 面図
- (3) 電気系統図及び配線図
- (4) キャブ内機器配置図及び改造図
- (5) 装備品・取付品・付属品一覧表（品名、数量、販売元又は製造元を明記。）
- (6) その他当市が指示するもの

8 完成図書

受注者は、完成した本車両を納入するにあたって、次に掲げる内容を満たす完成図書を A4 版ファイルに綴り 2 部提出するものとする。

また、外国製品を艤装又は積載した場合は、慣例的に用いる外国語を除き、言語表示はすべて日本語とすること。

- (1) 自動車検査証（写し）
- (2) 自動車損害賠償責任保険証書（写し）
- (3) 完成図面
- (4) 艤装品取扱説明書
- (5) 構造計算書等の改造変更登録に要する書類
- (6) 改造自動車等審査結果通知書（写し）
- (7) 装備品・取付品・付属品一覧表（品名、数量、販売元又は製造元を明記。）
- (8) 前項の他、当市が指示するもの。

第2章 車体の艤装について

1 車体の艤装に関する基本的な事項

本車両の艤装にあたっては、産業標準化法、(昭和24年法律第185号)に適合するもの又は同等以上の強度及び耐久性を有する新品のものを使用するものとするほか、防錆及び防水性を図るよう努めて堅牢な材料を用いて艤装し、電装関係にあっては、配線を内装の内側に隠蔽すること。その他の事項については、次のとおりとする。

(1) LED 散光式赤色警光灯

スピーカー一体型をキャビン上部に取付けること。(取付位置については、当市と協議。スピーカーの向き及び個数は別表のとおり。)

(2) LED 点滅式赤色警光灯

輝度の差異を減らすため、LED 散光式赤色警光灯で取付けた物品と同一メーカーとし、次のとおりとする。

(ア) フロントパネル部に左右一対になるように取付けること。

(イ) フロントバンパー下部に左右一対になるように取付けること。

(フロントパネル部が大阪サイレン製の場合は、取付を要しない。)(取付位置は当市と協議。)

(3) 標識灯

色は黄色とし、車外から容易に確認できるルーフに取付け、スモールランプと連動させること。文字は黒色の丸ゴシック体で「佐野支援2」とすること。(LED 散光式赤色警光灯が標識灯一体型の場合は取付を要しない。)(取付位置、文字の大きさは当市と協議。)

(3) 電子サイレンアンプ

別表に掲げる電子サイレンアンプを運転席及び助手席から容易に操作できる位置に取付け、赤色警光灯と連動させること。(取付位置は当市と協議。)

(4) モーターサイレン

走行に支障のないフロントバンパー下部に別表に掲げるモーターサイレンを取り付けること。(LED 散光式赤色警光灯と一体型の場合は、取付を要しない。)(取付位置は当市と協議。)

(5) 消防章

フロントグリル中央に直径150ミリの消防章(関東式)を取付けること。

(6) ABC 消火器10型

キャビンとコンテナ間に架台を設け、ABC 消火器10型を設置すること。(取付位置は当市と協議。)

(7) 外部電源（コンテナ電源供給用）

キャビンとコンテナの間の至便な位置に3ピン極の防水型丸形レセプタクル（キャップ付きソケットインサート）を取付け、赤色警光灯出力、アクセサリ出力、接地線を接続すること。（取付位置と接続部は、当市と協議。）

(8) ETC 車載機

運転室内に取付け、車両設定を行うこと。（位置、機種等は当市と協議。）

(9) ドライブレコーダー

フロントガラスの運転に支障のない位置に取付けること。（位置、機種等は当市と協議。）

(10) 電装品のヒューズボックスは、点検、交換が容易な位置に取付け、各ヒューズに容量及び配線名称を記載すること。

(11) 標準仕様を除くキャブ内の各電装品のスイッチには銘板を取付け、ON/OFF 等を明記すること。

2 無線通信設備等について

取扱いを熟知し、移設が適切に行える者により、移設元となる車両から消防救急無線装置及び車両動態位置管理装置を本車両に移設すること。

(1) 消防救急無線装置

(ア) 無線機本体は、運転に支障がない位置に取り付け、無線機操作部は、運転席及び助手席から容易に操作できるインストルメントパネル付近に取付けること。

(イ) 無線機の識別コードは当市が指定する番号とし、必要なデータの書き換えを行い、無線局免許の記載事項の変更を行うこと。

(ウ) 外部スピーカーを1基取付けること。（取付位置は当市と協議。）

(エ) 移設に係る配線は容量及び長さに十分な余裕をとり、フレキシブル管等により露出しない構造とし、貫通部、接続部等の保護、防水保護は完全に施すこと。

(2) 車両動態位置管理装置について

(ア) 装置本体は、インストルメントパネルの助手席側に取付けるとともに、配線等は努めて見えない構造とすること。（取付位置は当市と協議。）

(イ) 当市消防本部の指令装置と連動するものであること。

(ウ) アンテナ及び配線等の位置は当市と協議を行い取付けること。

(エ) 移設に係る配線は容量及び長さに十分な余裕をとり、フレキシブル管等により露出しない構造とし、貫通部、接続部等の保護、防水保護は完全に施すこと。

第3章 検査

1 中間検査

本車両の艤装の途中において、艤装の状況等が本仕様書及び承認図に定める条件に適合するものであるか否かを確認することを目的とし、相互の協議により決定した日時に、制作場所で受注者及び制作者立会いのうえ、次の事項について検査を行う。

なお、現地において検査を行うことができない状況である場合は、写真及び図面等の書面による検査に替えることができるものとする。

- (1) 制作工程表との照合
- (2) 艤装承認図及び必要な図面との照合
- (3) 艤装の施工状況
- (4) 前項の他、当市が指示する事項

2 完成検査

完成検査は、栃木県運輸支局の車両登録後に当市が指定する引渡し場所において、受注者立会いのうえ艤装並びに数量や作動状況について行うものとし、検査の結果、不備事項または不合格品があると認められる場合は、当市の指示する日までに改修又は交換を行い、再度検査を受けるものとする。

- (1) 関係書類の照合
- (2) 艤装品の規格及び数量
- (3) 艤装品の動作確認
- (4) 前項の他、当市が指示する事項

第4章 引渡しについて

1 引渡期限

令和4年3月25日までに当市へ引き渡すこと。

2 引渡場所

佐野市富岡町1391番地 佐野市消防本部

第5章 補則

- (1) 本仕様書について、疑義又は変更せざるを得ない事項が生じた場合は、当市に速やかに連絡するとともに、綿密に協議し、当市の指示を受けるものとする。
- (2) 本車両の各艤装の保証期間は、各製造元が公表する保証期間とするが、保障期間を問わず、設計、制作及び材料不良等にて修理が生じる場合は、受注者により改善を行うものとする。
- (3) 緊急自動車の指定に係る手続き等は受注者において行うこととし、登録検査に係る諸費用は、重量税及び自賠責保険を除き、すべて受注者の負担とする。なお、技術指導並びに派遣に対する一切の諸経費は受注者が負担すること。
- (4) 受注者は、当市と協議のうえ、完成車引渡後に艤装品の取扱い説明を十分に実施するとともに、艤装に関する必要な情報提供等を行うものとする。
- (5) 技術指導並びに派遣に対する一切の諸経費は受注者が負担すること。
- (6) 当市と受注者は常に信義を重んじ、本仕様書に記した内容全般における疑義及び不備に関して良心を以って協議し、変更を加え、これを解決するものとする。

別表

車両機装品

No	品名		数量	仕様規格等
1	LED 散光式赤色 警光灯	キャビン上部	1 式	ワイレン FV8 H1520mm (台座含む) 又は CVS12R1520mm (台座含む) 又は 大阪サイレン NF-L-VK2M-LC2 (台座含む)
2	LED 点滅式赤色 警光灯	フロントグリル	2 個	ワイレン WIONBR (24) 又は 大阪サイレン LFA-160
3	LED 点滅式赤色 警光灯	フロントバンパー	2 個	ワイレン WIONSMCR (24) (LED 散光式赤色警光灯が大阪サ イレン製の場合、取付を要しない。)
4	標識灯	キャビン上部	1 基	大阪サイレン SL-Y (LED 散光式赤色警光灯と一体型 の場合は取付を要しない。)
5	電子サイレンアンプ		1 式	大阪サイレン TSK-D152
6	モーターサイレン		1 式	大阪サイレン 5SA 型 (LED 散光式赤色警光灯と一体型 の場合は取付を要しない。)
7	消防章		1 基	150mm (関東式)
8	消火器		1 基	ABC10 型 自動車用
9	外部電源 (コンテナ電源供給用)		1 式	24V
10	ETC 車載器		1 式	セットアップ込み
11	ドライブレコーダー		1 式	随時録画タイプ 16 時間以上 記録媒体付き
12	車両動態位置管理装置		1 式	当市の車両から移設
13	消防救急無線装置		1 式	当市の車両から移設 (データの書き換えを含む)